出産・子育てに関する支援活動所属長チェックシート

|  |
| --- |
| 所属に妊娠が判明した教職員や配偶者が出産を控えている教職員がいる場合、このチェックシートを活用してください。特に、男性教職員がより積極的に子育てに参加できるよう、助言を行ってください。 |

（以下Ｐは「次世代育成支援ハンドブック」のページを表しています。）

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員名** | **今　回　　第　　子の出産予定** **出産予定日　　　.　　　.****出産日　　　.　　　.** |

**チェック欄**

|  |  |
| --- | --- |
| 「次世代育成支援ハンドブック」の配布（該当教職員が持っていない場合） | □ |
| 「我が家の子育て計画早見表」（Ｐ２～３）の作成指導 | □ |
| 該当教職員に対し、「我が家の子育て計画早見表」を元にヒアリングを実施＜職員に対する制度の説明・助言＞ | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| 特に男性教職員に対して、次の各種休暇制度の説明と取得を呼びかけ | □ |
| 休暇・休業制度 | 制度の内容 | 手続き |
| 取得確認 |
| 妊産婦健康診断休暇（特別休暇）Ｐ４ | 妊娠中から出産後１年以内の間で、妊娠や出産、育児に関する医師等の保健指導又は健康診査を受ける場合に取得可能（妊娠中：妊娠週数に応じて４週間～１週間に１回出産後：１回） | 特休届 |
| （取得実績）　　　　　（　　　）日 | □ |
| 妊婦の通勤緩和（特別休暇）Ｐ４ | 交通機関の混雑の程度、心身の状態から母体又は胎児の健康保持に必要と認められる場合、１日１時間を超えない時間で取得可能 | 特休届 |
| （取得実績）取得時間　（　：　～　：　）　（　：　～　：　） | □ |
| 妊娠障害休暇（特別休暇）Ｐ５ | 妊娠に起因する障害のため、勤務が著しく困難な場合、３週間以内で必要と認められる期間、取得可能（病気休暇や産前休暇とは別に取得できる。） | 特休届 |
| （取得実績）　　　　　（　　　）日 | □ |
| 産前・産後休暇（特別休暇）Ｐ５ | 出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合は１４週間）前の日から、産後８週間を経過するまでの期間取得可能（出産当日は産前休暇に含まれる。） | 特休届 |
| （取得期間）産前休暇（　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日）産後休暇（　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日） | □ |
| 妊婦の休息時間（専免）Ｐ６ | 業務が母体又は胎児の健康保持に影響があり、勤務時間中に休息・補食する必要がある場合に、その都度必要と認められる時間、取得可能 | 専免申請書 |
| （取得実績）　　　　　（　　　）時間 | □ |
| 休暇・休業制度 | 制度の内容 | 手続き |
| 取得確認 |
| 男性育児休暇（特別休暇）Ｐ６ | 配偶者の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学前の子と同居して世話をするための休暇（１日・半日・１時間単位で５日まで取得可能） | 特休届 |
| （取得予定）　　　　　（　　　）日・時間（取得実績）　　　　　（　　　）日・時間 | □ |
| 配偶者出産休暇（特別休暇）Ｐ６ | 配偶者の出産に伴う入退院の付き添い、入院中の世話、子どもの出生届の提出などのための休暇（１日・半日・１時間単位で３日まで取得可能） | 特休届 |
| （取得予定）　　　　　（　　　）日・時間（取得実績）　　　　　（　　　）日・時間 | □ |
| 育児休業（無給）※　期末・勤勉手当の除算あり（１か月以内の場合、期末・勤勉手当は除算なし）Ｐ７ | ３歳未満の子の養育のために原則として２回まで取得可能（配偶者の就職状況等問わず、また夫婦ともに取得可能）また、男性教職員は加えて、子の出生日から５７日間以内に２回まで育児休業を取得可能（産後パパ育休） | 育児休業承認請求書 |
| （取得予定）　　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日（取得実績）　　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日（　　　日） | □ |
| 部分休業（無給）Ｐ９ | 小学校就学前の子の養育のため、始業時又は終業時に１日２時間の範囲内で取得可能（配偶者の就職状況等問わず、また夫婦ともに取得可） | 部分休業承認請求書 |
| （取得予定）　　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日１日の取得時間　　時間　　分（取得実績）　　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日１日の取得時間　　時間　　分 | □ |
| 育児短時間勤務（無給）Ｐ９ | 小学校就学前の子の養育のため、定められた勤務の形態により、短時間勤務をすることができる（配偶者の就職状況等問わず、また夫婦ともに取得可）。 | 育児短時間勤務承認請求書 |
| （取得実績内容） | □ |
| 育児部分欠勤（無給）Ｐ１０ | 小学校１年生から３年生までの子の養育のため、始業時又は終業時に１日２時間の範囲内で欠勤できる（夫婦どちらも府職員の場合はそれぞれ２時間ずつ取得可。夫婦で同じ時間帯に取得することも可）。 | 育児部分欠勤申請書 |
| （取得実績内容） | □ |
| 育児時間（特別休暇）Ｐ１０ | 生後１年６か月に達しない子の養育のため、夫婦合わせて１日９０分（条件により１日１２０分）以内で取得可能（夫婦で同じ時間帯に取得可。女性は配偶者が府職員以外の場合は９０分取得可。男性は９０分から「配偶者の取得時間」を差し引いた残りの時間を取得可） | 特休届 |
| （取得実績内容） | □ |
| 休暇・休業制度 | 制度の内容 | 手続き |
| 取得確認 |
| 子育てを行う教職員の休暇（特別休暇）Ｐ１１ | 中学校卒業までの子、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある障害のある子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子の看病及び通院等の世話、予防接種及び健康診断等の付き添い、学校行事への参加のための休暇小学校３年生修了までの子の場合、インフルエンザや台風などで休校等となった場合にも利用でき、中学校３年生の場合、合格した高校等が主催する入学説明会に出席する場合も利用できる。（１日・半日・１時間単位で次の表の日数が取得可能）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる子の人数 | 日数 |
| ３歳に満たない子を含まない | ３歳に満たない子を含む |
| １人 | ７日 | ８日 |
| ２人 | １０日 | １１日 |
| ３人以上 | １０日に対象となる子の数から２を減じた数を加えた日数 | 左記の日数に１を加えた日数 |

※　配偶者のない、配偶者が子と同居しない状態にある又は配偶者が負傷、疾病、身体上若しくは精神上の障害により、子を養育することが困難な状態にある職員にあっては、表の日数に１日を加算 | 特休届 |
| （取得実績内容） | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| 特に妊娠中の女性教職員に対する、学校としての支援体制 | □ |
| 学校としての体制 | 妊娠中の教職員の業務分担を配慮するため職場全体でのフォロー妊娠中の教職員への長期及び遠方への出張等配慮その他 |

|  |  |
| --- | --- |
| その他制度説明 | □ |
| 育児を行う教職員の時間外勤務制限Ｐ１２ | 小学校就学前までの子を養育する教職員は、請求により時間外勤務を制限又は月２４時間以内かつ年１５０時間以内に制限（１年又は１年に満たない月） |
| 育児を行う教職員の深夜勤務制限Ｐ１２ | 小学校就学前までの子を養育する教職員は、請求により深夜勤務（午後１０時～午前５時）を制限（最長６か月）ただし、常態として養育できる配偶者がいる場合を除く。 |

※　教育職員の場合、時間外勤務を命じることができる項目が限定されていることを踏まえて、説明してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 手当関係の説明 | □ |
| 児童手当Ｐ１５ | １８歳到達後最初の３月３１日（高校生年代）までの国内に居住する児童を養育している方に、児童手当が支給されます。○児童手当の額（月額）・０～３歳到達月（第１子、第２子）　１５，０００円／人〃　　　（第３子以降）　　　３０，０００円／人・３歳～１８歳　（第１子、第２子）　１０，０００円／人（１８歳到達後最初の年度末まで）（第３子以降）　　　３０，０００円／人○第３子以降の算定（多子加算）第３子以降の算定対象は２２歳到達後最初の年度末までの子を含む（保護者の経済的負担のある場合を対象とする）。 |
| 扶養手当Ｐ１７ | 扶養親族に認定された場合に支給されます。２２歳到達後最初の３月３１日まで、子１人につき月１３，０００円（令和７年４月から令和８年３月までは月１１，５００円）（中学校卒業後の子は１人につき５，０００円加算） |

**（職員からの意見）**

**所属に対して望むこと**

|  |
| --- |
|  |

**休暇、休業の取得が促進されるために望むこと**

|  |
| --- |
|  |

**（所属（長）からの意見）**

**所属として職員に配慮すること**

|  |
| --- |
|  |

**その他**

|  |
| --- |
|  |